


# 水質検査成績書

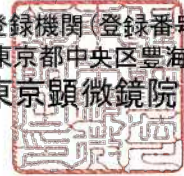
東顕発第 TW-200924-9108 号

2020 年 10 月 08 日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)  
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長

殿  一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

## 記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1				
検査受付年月日	2020年09月24日	採水年月日	2020年09月24日 13時30分		
種別	簡易水道水				
水温/気温	22.2℃ / 23.3℃				
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0 (個/mL)	100以下 (0) 標準平板培養法(別表第1)	総トリハロメタン	0.006 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(-)
大腸菌	検出せず	検出されないこと (-) 特設菌数測定法(別表第2)	トリクロロ酢酸	0.003未満 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 (mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法(別表第6)	プロモジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	0.00005未満 (mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	プロモホルム	0.001未満 (mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満 (mg/L)	0.08以下 (0.008) MD-PLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.06 (mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満 (mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
アン化物イオン及び塩化アン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	5 (mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.5 (mg/L)	10以下 (0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	0.08未満 (mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	2.7 (mg/L)	200以下 (0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	0.1未満 (mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	57 (mg/L)	300以下 (1) 簡定法(別表第22)
四塩化炭素	0.0002未満 (mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	98 (mg/L)	500以下 (1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.02未満 (mg/L)	0.2以下 (0.02) SA-PLC法(別表第24)
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジオオスミン	0.000001未満 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メルカプトエタノール	0.000001未満 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-PLC法(別表第24)
トリクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	0.0005未満 (mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MD-GC-MS法(別表第24)
ベンゼン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.3 (mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	0.06未満 (mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法(別表第16の2)	pH値	7.8	5.8~8.6 (-) 試験片のpH値による簡定法(別表第31)
クロロ酢酸	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第33)
クロロホルム	0.006 (mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	0.003未満 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満 (度)	5以下 (1) 透過光測定法(別表第36)
ジプロモクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満 (度)	2以下 (0.1) 散乱光測定法(別表第37)
臭素酸	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法(別表第18)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に適合	
検査方法基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく(別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注					

本成績書を他に掲載するときは当院の承認を受けて下さい。

お問い合わせ先: 042-525-3176

# 水質検査成績書

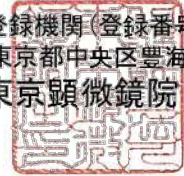
東顕発第 TW-200924-9109 号

2020年10月08日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)  
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長

殿  一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

## 記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3		採水年月日	2020年09月24日	13時05分
検査受付年月日	2020年09月24日		採水年月日	2020年09月24日	13時05分
種別	簡易水道水		残留塩素濃度	0.5mg/L	
水温/気温	22.7℃ / 18.0℃		検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量化下限値) 検査方法 (別表番号)
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量化下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量化下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0 (個/mL)	100以下 (0) 標準平板培養法(別表第1)	総トリハロメタン	0.011 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(-)
大腸菌	検出せず	検出されないこと (-) 特設菌数測定法(別表第2)	トリクロロ酢酸	0.005 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 (mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法(別表第6)	プロモジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	0.00005未満 (mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	プロモホルム	0.001未満 (mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満 (mg/L)	0.08以下 (0.008) MD-PLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.003 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 (mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満 (mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
アン化物イオン及び塩化アン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	4 (mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.3 (mg/L)	10以下 (0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	0.08未満 (mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	1.3 (mg/L)	200以下 (0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	0.1未満 (mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	29 (mg/L)	300以下 (1) 簡定法(別表第22)
四塩化炭素	0.0002未満 (mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	66 (mg/L)	500以下 (1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.02未満 (mg/L)	0.2以下 (0.02) SA-PLC法(別表第24)
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジオオスミン	0.000001未満 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メルカプトエタノール	0.000001未満 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-PLC法(別表第24)
トリクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	0.0005未満 (mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MD-GC-MS法(別表第24)
ベンゼン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 (mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	0.06未満 (mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法(別表第16の2)	pH値	8.4	5.8~8.6 (-) 電極法(別表第31)
クロロ酢酸	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第33)
クロロホルム	0.011 (mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	0.003未満 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満 (度)	5以下 (1) 透過光測定法(別表第36)
ジプロモクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満 (度)	2以下 (0.1) 散乱光測定法(別表第37)
臭素酸	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法(別表第18)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に適合	
検査方法基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく(別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注					

本成績書を他に掲載するときは当院の承認を受けて下さい。

お問い合わせ先: 042-525-3176

# 水質検査成績書

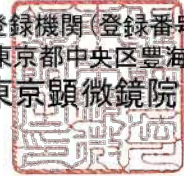
東顕発第 TW-200924-9111 号

2020年10月08日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)  
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長

殿  一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

## 記

採水場所	北秋川浄水場 原水蛇口 東京都西多摩郡檜原村5045		
検査受付年月日	2020年09月24日	採水年月日	2020年09月24日 10時05分
種別	原水		
水温/気温	16.0℃ / 17.5℃		
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目
一般細菌	8.8×10 (個/mL)	100以下 (0) 標準平板培養法(別表第1)	総トリハロメタン
大腸菌	※ 検出	検出されないこと (-) 特2標準平板培養法(別表第2)	トリクロロ酢酸
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 (mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法(別表第6)	プロモジクロロメタン
水銀及びその化合物	0.00005未満 (mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元酸化-AA法(別表第7)	プロモホルム
セレン及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド
鉛及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物
ヒ素及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物
六価クロム化合物	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物
亜硝酸態窒素	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物
アン化物イオン及び塩化アン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.5 (mg/L)	10以下 (0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物
フッ素及びその化合物	0.10 (mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン
ホウ素及びその化合物	0.1未満 (mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)
四塩化炭素	0.0002未満 (mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物
1,4-ジオキサン	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジオオスミン
ジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メルカプトエタノール
テトラクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤
トリクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類
ベンゼン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
塩素酸	…………… (mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法(別表第16の2)	pH値
クロロ酢酸	…………… (mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MD-GC-MS法(別表第17)	味
クロロホルム	…………… (mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気
ジクロロ酢酸	…………… (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MD-GC-MS法(別表第17)	色度
ジプロモクロロメタン	…………… (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度
臭素酸	…………… (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法(別表第18)	
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定
検査方法基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく(別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)		
備考	沈殿物あり。		
注	結果欄の「……………」は検査対象外です。		

※の検査項目については、水質基準に

不適合


# 水質検査成績書

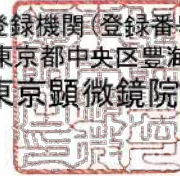
東顕発第 TW-200924-9112 号

2020 年 10 月 08 日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)  
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長

殿  一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

## 記

採水場所	南秋川浄水場 着水井 東京都西多摩郡檜原村2618				
検査受付年月日	2020年09月24日	採水年月日	2020年09月24日 12時20分		
種別	原水				
水温/気温	14.2°C / 15.3°C				
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	3.9×10 (個/mL)	100以下 (0) 標準平板培養法(別表第1)	総トリハロメタン	..... (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(-)
大腸菌	※ 検出	検出されないこと (-) 特2標準平板培養法(別表第2)	トリクロロ酢酸	..... (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 (mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法(別表第6)	プロモジクロロメタン	..... (mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	0.00005未満 (mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元酸化-AA法(別表第7)	プロモホルム	..... (mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	..... (mg/L)	0.08以下 (0.008) MD-MPLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.003 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 (mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満 (mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
アン化物イオン及び塩化アン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	3 (mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 (mg/L)	10以下 (0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	0.08 (mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	1.1 (mg/L)	200以下 (0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	0.1未満 (mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	47 (mg/L)	300以下 (1) 測定法(別表第22)
四塩化炭素	0.0002未満 (mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	65 (mg/L)	500以下 (1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.02未満 (mg/L)	0.2以下 (0.02) SA-MPLC法(別表第24)
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジオオスミン	0.000001未満 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メルカプトエタノール	0.000001未満 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-MPLC法(別表第24)
トリクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	0.0005未満 (mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MD-GC-MS法(別表第17)
ベンゼン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 (mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	..... (mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法(別表第16の2)	pH値	7.7	5.8~8.6 (-) 電極法(別表第31)
クロロ酢酸	..... (mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MD-GC-MS法(別表第17)	味	.....	異常でないこと (-) 官能法(別表第33)
クロロホルム	..... (mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	..... (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満 (度)	5以下 (1) 透過光測定法(別表第36)
ジプロモクロロメタン	..... (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満 (度)	2以下 (0.1) 散乱光測定法(別表第37)
臭素酸	..... (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法(別表第18)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	※の検査項目については、水質基準に <b>不適合</b>	
検査方法基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	沈殿物あり。				
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。				